

座談会

インサイダー取引の実態と その未然防止〔下〕

寺田達史 証券取引等監視委員会総務課長

平田公一 日本証券業協会常務執行役

國廣正 弁護士

野口賢治 大日本印刷常務取締役

武田太老 東京証券取引所自主規制法人常任理事（司会）

五 情報受領者のインサイダー取引

1 情報受領者のインサイダー取引の実態

武田 それでは次のトピックに移ります。情報受領者のインサイダー取引は金融法一六六条三項、一六七条三項で禁止されていますが、この実態について監視委員会からご紹介いただけますか。

寺田 先ほど申しましたように、そもそも行為者の中でも格段に第一次情報受領者の件数が例年多く、今年度も課徴金勧告一七件中一〇件、告発では六銘柄中三件が第一次情報受領者によるインサイダー取引ということで、第一次

目次

一 はじめに	二 近時のインサイダー取引の特徴・傾向
三 インサイダー取引の未然防止のための近時 の取組み	四 J-I-R-I-S-Sとは
五 上場会社の取組み例	六 T-O-Bとインサイダー取引
六 T-O-Bに関するインサイダー取引の未然 防止策	七 J-I-R-I-S-Sの効用等
七 上場会社の取組み例	八 T-O-Bに関するインサイダー取引の未然 防止策
八 証券界の取組み	九 上場会社の取組み例
九 公開買付者の取組み	十 監視委員会の提言
十 情報の伝達範囲の管理	十一 情報受領者のインサイダー取引の未然 防止策
十一 (以上一九二七号)	十二 情報受領者のインサイダー取引の実態
十二 (4)(3)(2)(1)監視委員会の提言	十三 情報受領者のインサイダー取引の未然 防止策——情報管理を中心とした 役員のインサイダー取引への関与
十三 情報の伝達範囲の管理	十四 バスケット条項の適用
十四 上場会社の取組み例	十五 監視委員会の考え方
十五 おわりに	十六 バスケット条項適用の予測可能性
十六 J-I-R-I-S-Sへの登録	十七 コンプライアンス意識の醸成
十七 市場監視の徹底	十八 社内教育の充実
(以上本号)	(以上本号)

ず、それは非常に不幸なことなので、このよう
な方に対しても注意喚起活動を積極化していき
たいということです。

続いて二つ目の類型ですが、やはり第一次情
報受領者の中には残念ながら、例の西友のイン
サイダー取引事件のように、役員の内親という
人がいます。これは先ほどの國廣さんのお話の
ように、企業の内部統制という意味でいえば、
まさに経営者もしくは経営層の情報管理、倫理
という点で、社会的にも大変重大な警鐘を鳴ら
されるべき問題ではないかと思っています。

三つ目の類型として、これは私個人の言葉で
すが、「仕事仲間」というか、伝達者と受領者が
「仕事関係者」という類型が今年度は少し目立
つという感じがします。課徴金勧告中三件あり
ます。なぜそのような人たちが増えたのかとい
うことですが、これは裏返していきますと、今
年度のインサイダー取引情報の伝達者は、一〇
名いますが、伝達した者のうち契約締結者等が
七名、それから公開買付者との契約締結者等が
一名ということで、発行体の役員・社員そのも
のよりは、やはり契約締結者等が多いのです。
典型的には告発事案ではありますが銀行の審
査部の中で情報が伝達されたとされる、あおぞ
ら銀行の事例があると思います。それから先ほ
どT.O.B.の件で触れました、発行体の監査法人
の中で情報が伝達された課徴金勧告事案があり
ます。またさらに、ピットアイル株式のインサ
ー

持つており、これが企業風土として根づいてい
ます。

特に証券印刷、つまり証券、金券、株券、ま
あ上場会社の株券は、いまはなくなってしま
ましたが、そういうものを印刷する職場で、「ヤ
レ」という印刷に失敗した紙を含め、入ってき
た紙と出していく紙の数量を完全に一つの職場の
中で、徹底して管理することもしていまして、
それから出版印刷においても、たとえば週刊誌
などで、売れ行きに大きな差が出てきます。
当社は複数の競合会社の雑誌を印刷しています
し、それから商業印刷のカタログ、ポスターに
ついても、新製品の発売など極秘進行のものが
あります。うなぎのきで社員に対しては、入
社以来情報管理を徹底して教育しています。
さらに、そういった教育だけではなく、物理
的、技術的な対応にも力を入れています。どう
しても人間が介在する中で、情報流出を一〇
〇%防ぐというのはなかなか難しいのですが、
たとえばセキュリティレベルの高いスペースを
限定して、入退場の生体認証から始まり、金属
探知機、それから作業服もポケットレスにして
て、物を持ち出せない、持ち込めない。それか
ら私物を入れるバッグについても、透明な袋と
するというようなこともしていますし、もちろん
監視カメラも設置しています。

それから、オペレーターの作業ログについて
は、非常に丁寧に管理されています。オペレーター
の操作履歴を記録して、いつ誰が何を操作した
かが確認できるようにしてあります。また、各
オペレーターの操作権限を細かく設定して、不
正操作や誤操作を防ぐための監視機能を充実さ
せています。さらに、データ分析機能を備え、異
常操作や不正操作を検出し、即座に対応する能
力があります。これらの取り組みにより、情報漏
洩や不正操作によるリスクを大幅に低減できま
す。

も、すべて記録をとっています。こうした情報報
セキユリティの取組みは、当社の場合、個人情報
報を扱う仕事が広がってきていますので、イン
サイダー情報に限らず、特にお客様からお預かり
した個人情報について厳しい管理をしていま
す。

それから、先ほど「T.O.B.では印刷会社とも
契約を」というお話をありました。これは、
かなり一般的に行われています。当社ではT.O.
B.に係るファイナンシャル印刷はほとんどやつて
いませんが、たとえば入試問題などは、業務委
託契約で、入稿、原稿の受け入れから製品の納入
までプロセスごとに、非常に細かい決めをし
ます。たとえば印刷に失敗した紙も、鍵のかかる
ロッカーに保管するといったことや、その処
理はお客様が立会いの上で行うといったかなり
細かな決めをしますし、お客様の大切な情報
については、秘密保持契約を結ぶといったこと
は、ごく一般的に行っています。

これは印刷会社としてのまさにレーベン・
デーテルといいますか、お客様の信用を失った
らビジネスが立ち行かなくなりますので、この
点に関してはきっちりやっています。ところが
データといいますか、お客様の信用を失った
らビジネスが立ち行かなくなりますので、この
点に関してはきっちりやっています。ところが
最近、当社でもM&Aなどでいろいろな会社の
人がグループに加わるというような状況があり
ます。さらに非正規のアルバイト、パート、派遣
社員というような形で、雇用が非常に多様化
してきています。純粋に印刷の文化で育った社
員に「これは重要な事実です。本日夕刻に公表
します」と公表前にもメール送信してしまって違
反行為を惹起したといった情報管理そのものが
間違っているような事例もありました。今年度
はそうした事例がなかったわけですが、それ
は、課徴金事例集なるものを公表したことで、
各社がそうした事例を起こさないよう対応して
いただけた結果とすれば、公表の意義はあった
のではないかと思っています。

2 情報受領者のインサイダー取引の未然 防止策——情報管理を中心にして

武田

情報管理については各上場会社でも大

変な苦労をされていると思いますが、特に大日
本印刷のような他社の情報に接する機会の多い
会社では、自社の重要な事実のみならず、他社の
重要な事実にも触れる機会が多いと推察されま
す。情報管理についてどのように取り組まれて
いるか紹介いただけますか。

野口 当社は今年、創業一三五年になります
が、日本の印刷会社というものは、いわゆるアウ
トソーシングビジネスで、ほかの国の印刷会社
と少し事情が違い、お客様のビジネスから印刷
というプロセスだけを抜き出して、それを專業
化したという日本だけの独特の形態をとっています。
したがって、お客様の重要な情報を預
かりして、それを加工して納めるということ
で、創業以来、情報管理については高い意識を
もっており、定期的に内部監査を行っておりま
す。

武田

実務に即した貴重なお話をありがとうございます。

武田 実務に即した貴重なお話をありがとうございます。
やはり他社情報についても非常に神経を使つて管理されて
いるということですが、他社株売買の管理については特別な対応を

とつていていますか。

野口 規定上は、自社株については許可制で
すが、他社株は自己責任としています。他社株
まではなかなか規制しきれないということであ
り、社員の徹底したコンプライアンス意識の啓
蒙、教育でもって対応しています。

武田

大日本印刷には一万人を超える従業員

に加えて派遣社員や出向社員もおられると思
います。そのような方々も基本的には自己責任と
いうことですか。

野口

アルバイト、パート社員に対して、イン
サイダー取引防止規程をすべて適用すること

はできませんが、規程の一部については、もちろ
ん適用しています。また、重要な情報を扱う
職場については教育もしています。それから、
職場についても教育もしています。それから、
先ほど述べました技術的物理的対応を徹底す
ることで対策をとっています。

武田

東証COMLECの活動を通じ、上場

会社各社では子会社の未然防止体制の整備につ
いてもかなりのご苦労があると伺っています
が、大日本印刷における子会社の未然防止体制

理を含むリスク管理において、これらの子会社や孫会社のリスク管理をどのようにやるのかという観点をこれから強く持っていくことがぜひ必要であると思います。

第三点は、情報リスク管理と情報共有の必要性のバランスをどうとるかという問題です。つまり、一方では、インサイダー取引防止の観点から情報管理を徹底し、情報の広がりを防ぐということの重要性もありますが、他方、専門性を持ついい仕事をするためには、情報を共有して、そこで自由な議論なり知恵を出し合うことが必要だということです。コンプライアンスやリスク管理の議論をしていると、得てして行動を制限する話ばかりになってしまいがちです。情報共有を徹底的に制限して一人ひとりをガラスの箱に閉じ込めてしまえば、情報管理は完璧にできます。しかしそのような対応が不合理であることは明らかです。まず「コンプライアンスの名の下での制限ありき」ではだめなのです。このような意味で情報共有の必要性と情報リスク管理のバランス感覚が重要だといったのですが、単に「バランスをとりなさい」というだけでは、管理がルーズになり、あるいは情報共有が必要だということから、どんどん広がっていく傾向にあります。したがって、抽象的にバランスが必要だというのではだめで、具体的なルール化が必要だと思います。そのようなルールの一つとして、NEED TO KN

について、何か参考になるようなお話をあればお聞かせいただけますか。

野口 大日本印刷では、グループとしての取組みになつていまして、当社でつくっているような体制、規程については子会社にも、それぞれ各社の事情に合わせてつくつてもらうという形で、ほぼ実施されています。

ただ、子会社の場合、親会社株の売買は許可制についていますが、意識的には、自社株ではないので若干薄いところがあります。ただし、上場子会社については、先ほど申しましたように、当社とまったく同等の体制、J-IRISへの登録も同じような形でお願いしています。

武田 マスコミ、メディアやアナリストの取材対応についてはいかがですか。

野口 当社では、ディスクロージャー・ポリシーを持つ、タイムリー・ディスクロージャーに努めています。しかし、決算情報に関しては、当然ある一定のサイレン期間で一切取材に応しませんという形でやっていますので、マスコミからは不評ですが、この点は厳密に行っています。

武田 情報セキュリティ関係のコンプライアンス施策に精通されている國廣さんからもぜひ情報管理についてご意見をいただけますか。

國廣 三点述べたいと思います。まず第一点ですが、いまの大日本印刷のお話は、リスク管

理というものはいかにあるべきかという基本をきわめてわかりやすく示していると思います。したがって、他社の方々も「大日本印刷は立派な組織になつていて、当社でつくっているよ」と思われるかもしれません。ただし、それが各社の事情に合わせてつくつてもらうという形で、ほぼ実施されています。

ただ、子会社の場合、親会社株の売買は許可制についていますが、意識的には、自社株ではないですねではなくて、まさにインサイダー取引に限らず上場会社のリスク管理を考える際に、いまのお話を参考にすべきだろうと思います。その中で一番大事なことは、情報セキュリティの問題とインサイダー取引の問題を別々に考えるではなくて、まさに「情報」という一つのリスクを管理していくこうという考え方で、統合的なリスク管理が行われていることだと思います。

よくある逆の悪い例は次のようなものです。個人情報保護法ができたので個人情報保護規程をつくります、個人情報保護研修を行います、個人情報保護法委員会がありますという形で個人情報保護法に特化した対応を行います。次に情報セキュリティに関しては、情報セキュリティ委員会があります、システム構築に多額の費用をかけます、それはIT専門家任せですという対応。そして今度は、インサイダー取引を防止するため、インサイダー取引の研修をやります、金商法の条文に沿った研修会をやります、というものです。このような対応は相互に関連性のないバラバラのその場しだいの対応といわざるを得ません。つまり統合的な情報リスク管理ができていないのです。こういう対応をしていくことがあります。このように対応は、相互に連絡が取れず、情報が漏洩する可能性があります。そのため、情報セキュリティ委員会がリスクにさらされるという事例が非常に多いわけです。つまり、世の中からみれば、「不祥事を起こした会社は孫会社です」とか「地方の小さな会社です」と弁解しても通用しないわけですね。

そのような観点からすると、ある一定レベルの規制がきちんと各社ベースで守られる状況になっています。問題なのは、やはり協会員から外に情報が出て行くところをどのように管理するかですが、その部分を協会規則で手当できるのはなかなか難しい問題を孕んでいます。協会規則の適用の及ばない協会員から外に出でた情報をどのように管理するかは、あくまでも協会員と相手先との契約締結段階で一定の縛りを入れることにとどまらざるを得ないのではないかと考えています。協会では、法人関係の情報の管理規則とは別にブレ・ヒアリングの規則を制定しており、いわゆる公募増資を行う前に適正な価格や消化可能性を確認するために機関投資家に対し公募増資に関してあらかじめ需要調査を行うのですが、国内に関しては、有価証券届出書に係る勧誘規制の関係があるため現在禁止しています。一方、海外においてブレ・ヒアリングは一般的な慣行となっていますので、協会員が海外においてブレ・ヒアリングを実施することを部認めています。ブレ・ヒアリングは一定の範囲で重要な事実を提供して需要調査を行うことですから、まさに情報管理を適切に行う必要があります。そのため当該規則では、守秘義務や当該情報に基づいて有価証券

OWの原則というものがあります。これはその情報を見る必要がある人はどの範囲なのかということを明確に枠づけしながら、その範囲の共有を認めるというものです。その上で、情報共有の必要な範囲は、リスク管理の観点からむしろ狭めたほうがよいのか、逆にある程度広くしてみんなの知恵を出し合うのがよいかは、企業の経営判断に属する事柄です。その経営判断の結果、明確にこの範囲までがNEED TO KNOWである、というようなメリハリをつけていくことがこれから必要になっていくかなあと感じます。

武田 東証COMLSECの主催するセミナー等においても、売買管理のみならず情報管理についてもお話ししています。上場会社の役職員の中には、自分は株に興味がないからインサイダー取引とは関係ないという方もいますが、仮に売買をしなくとも情報管理にはやはり真剣に取り組んでいた必要があります。

当然ながら情報は会社の中になりますので、株の売買をするかどうかにかかわらず、情報に接する役職員の情報管理意識は非常に重要なと思います。うかつな情報漏洩がインサイダー取引を誘発しているケースも散見されており、最近は「説発型インサイダー」というような言葉も聞かれるようになりましたが、まさにうかつな情報漏洩の結果だと審査の現場で感じているところです。

の取引を行わないことをあらかじめ契約に盛り込むこと等を義務づけています。

また、最近問題が指摘されている大型のファイナンスに関しても、同様の問題が包含されており、そのため発行会社による重要事実公表前に、不適切な売買が行われないように、法人関係情報等を外部に提供する場合には、プレ・ヒアリング同様、何らかの契約の締結が必要なのではないかという問題意識で、現在議論を始めている状況です。

六 役員のインサイダー取引への関与

武田 次に、上場会社の役員が直接の行為者や情報提供者としてインサイダー取引に関与したケースについてご意見をいただきたいと思います。

國廣 まず、インサイダー取引の特徴として、役員あるいは経営幹部などの高い職位にある人が起こすということが指摘できます。当然のことながら、重要な情報を持っているのは高い職位にある人ですからこうなるわけですが、そのぶん、インサイダー取引が起こってしまつたときには「一社員がやったこと」という弁解ができなくなり、企業におけるダメージも大きくなります。

これまで述べてきたとおり、インサイダー取引の「重要事実」の管理は企業情報管理全般の

においては、顧客情報の中に内部者情報を備え持つことが義務づけられる内部者登録制度という優れた制度が構築されています。ここで対象となる内部者は、上場会社の役員だけではなく、J-I-R-I-S-Sを利用し更新される内部者登録カードの登録住所情報から、同時に同居親族等に間違つて流れた場合でも、協会員が注文を受注する際、当該取引を確認し、インサイダー取引の蓋然性の高い場合には取引をストップさせることができるといふべきです。

このように協会員では、日々注文を受託する際に、顧客属性を確認し、上場会社の役員あるいは同居の親族である可能性のあるものを確認する作業が行われており、いま以上にJ-I-R-I-S-Sへの上場会社等の登録が進めば、アラーム・システムの機能は相当な効果を發揮するはずと確信しています。

武田 野口さんは上場会社の役員という立場ですが、上場会社の役員がインサイダー取引に関与する事件を見聞きされたとき、どのように感じますか。

野口 もってのほかですね。いま、内部統制

問題の中に位置づけるべきです。しかし、インサイダー取引の「重要事実」は他の企業情報と異なる特色があります。たとえば、重要な技術情報や大量の個人情報を盗み出すとなると、その容量も大きいため、ディスクなり何なりの記憶媒体が必要になりますし、ネットを使って持ち出そそぐすれば必ずその痕跡（ログ）が残ります。これに対して、インサイダー取引における重要事実は、「株価に影響を及ぼす情報」であればよく、大量かつ詳細な情報はいらないわけです。この株は上がりそうだと下がりそうだという核心的な部分を知つていればインサイダー取引はできてしまします。そうすると、結局、インサイダー取引の重要な事実は、ある意味、頭の中にするつと入つてすつとそのまま持ち出していくことができるものなのです。この意味で、パスワードであろうが指紋認証であろうが何をやつても持出しを防ぐことはできない性質の情報がインサイダー取引の「重要事実」なのです。

このように考えると、インサイダー取引は技術的な対応だけでは防ぎ切れないのです。したがつて、インサイダー取引の防止が依拠する最終的かつ最も大事なものは、役員なりプロとしての倫理感、自覚ということになります。倫理感の重要性はあらゆるコンプライアンス施策に共通のことですが、インサイダー取引防止といふ目的を達成するためには、絶対に不可欠な観

点だと思います。

それでもうつかりということもあるので、最後にアラームが鳴るための安全装置、フェル・セーフの考え方が必要であることからすると、先ほどのJ-I-R-I-S-Sが出てくるわけです。うつかりインサイダー、あるいはいつつかり漏らしてしまった重要な事実を聞いてしまつた同居の親族が、つい出来心でインサイダー取引をやつてしまふような事態にもアラームを鳴らしてくれるという制度は、きわめて有益なものだという感じがします。

武田 協会では、役員のインサイダー取引への関与についてどのように取り組まれていますか。

平田 先ほどお話ししたように、協会員が顧客から注文を受託する際に、当該取引がインサイダー取引に該当するか否かの確認を行うこととされています。そのためあらかじめ協会員に

で統制環境が非常に重要なといわれています。当社の社長は、さまざまな機会を利用して、コンプライアンスの大切さを社内に訴えていますが、そのほか、当社では年に一回、「自律的倫理研修」と称し、事業部門のトップが自分の言葉で、自分の経験に基づいて部下にコンプライアンスについて直接語るという研修をやっています。これは基本的に全社員を対象にしています。ですから、部下の多い担当役員は大変ですが、そのような取組みをしている立場の人間が不正な行為はしないと私は信じています。

武田 この点につき寺田さんからもお話をいただけますか。

寺田 國廣さんが仰つたことに尽きるのですが、会社の役員なり役員からの情報受領者がインサイダー取引を行うことは、当該会社にとっても大きなダメージであることにどまらず、日本市場の信頼性にとっても大きなダメージなので、J-I-R-I-S-Sのように、これを未然に予防するための装置があるのであれば、ぜひみなさん活用していただきたいと思います。いつも役員等が関与したインサイダー取引が発生すれば、会社そのもののレピュテーションの問題も発生しますし、たとえば役員等からまたまた聞いた家族がインサイダー取引を行つてしまつたようなケースでは、それをきっかけに役員自身が責任を問われ、会社にとって大切な人の資産が失われるおそれがあるとともに、家族

が高い役員であつたとしても、自宅で家族に重要な事実をぼろっとしゃべってしまうという不注意は起こり得るということです。そうすると、倫理観を高めましょうというところが一番大事なのでですが、抽象的にいうだけでは足りなくして、たとえば「会社の外に一步出ればもう会社の話はしない」というような具体的な行動規範を明示していくことも大事なのだろうと思いま

す。

それでもうつかりということもあるので、最後にアラームが鳴るための安全装置、フェル・セーフの考え方が必要であることからすると、先ほどのJ-I-R-I-S-Sが出てくるわけです。うつかりインサイダー、あるいはいつつかり漏らしてしまった重要な事実を聞いてしまつた同居の親族が、つい出来心でインサイダー取引をやつてしまふような事態にもアラームを鳴らしてくれるという制度は、きわめて有益なものだという感じがします。

武田 協会では、役員のインサイダー取引への関与についてどのように取り組まれていますか。

平田 先ほどお話ししたように、協会員が顧客から注文を受託する際に、当該取引がインサイダー取引に該当するか否かの確認を行うこととされています。そのためあらかじめ協会員に

公表の重要な事実をご存じですか」と問われるることはつと我に返ることも期待できるのではな
いかと思います。この意味において、J-I-R
ISSへの登録は、うつかりインサイダーの未
然防止はもとより、故意のインサイダー取引の
防止に関しても一定の牽制的効果を期待できる
と考えています。

七 バスケット条項の適用

武田 続いて、バスケット条項についてお話を伺いたいと思います。金商法一六六条二項四号、子会社については同八号に「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」という有名な文言がありますが、このバスケット条項が適用されるケースが二〇〇八年以降増加しています。日ごろ運用されている監視委員会のお立場から、バスケット条項の考え方についてご紹介いただけますか。

1 監視委員会の考え方

寺田 バスケット条項そのものの法律的な意味は、いまお話をあつたとおり、金商法一六六条二項一号～三号の規定に具体的に定められている重要な事実類型がある一方、複雑多岐にわたる経済活動を遂行する企業のインサイダー情報をおらかじめ網羅的に規定することは困難なため、それ以外の会社の運営業務または財産に関

重ねが市場の予見可能性を明確化していくのではないかと述べているところです。

2 上場会社の取組み例

武田 上場会社の側から、大日本印刷ではバスケット条項の該当性についてどのように検討されてきたか、あるいは工夫されている点やご苦労されている点等をご紹介いただけますか。

野口 決定事実や発生事実などの重要情報の一覧表という表がありますよね。とてもではないですが、あの内容すべては覚えられませんし、ましてや軽微基準があるわけですね。一般的の社員がこれをみて気をつけているとは思えません。ですから、これが果たしてインサイダー情報に該当するのか否かということを、表をみて判断するということはあまりしないと思うのです。やはり会社の中で知り得た情報が株価に影響を与えるか否かという直観的な判断をしていると思いますので、特にバスケット条項がとてばあるということではなくて、やはりそのような情報をつかって株取引をしてはいけないのだということをまず徹底していくことだらうと思います。

最近アップル社のステイプ・ジョブズの健康状態が株価に影響を与えたということが話題になりました。果たしてあれがインサイダー情報なのかというようなことになると判断が難しいですね。

要は、結果的に株価に影響を与えた情報はイ

する重要な事実であつて、実際に投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを重要事実として網羅的に規定したものであります。

バスケット条項について、いわゆる講学的に伺いたいと思います。金商法一六六条二項四号、子会社については同八号に「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」という有名な文言がありますが、このバスケット条項が適用されるケースが二〇〇八年以降増加しています。日ごろ運用されている監視委員会のお立場から、バスケット条項の考え方についてご紹介いただけますか。

寺田 バスケット条項そのものの法律的な意味は、いまお話をあつたとおり、金商法一六六条二項一号～三号の規定に具体的に定められている重要な事実類型がある一方、複雑多岐にわたる経済活動を遂行する企業のインサイダー情報をおらかじめ網羅的に規定することは困難なため、それ以外の会社の運営業務または財産に関

武田 続いて、バスケット条項についてお話を伺いたいと思います。金商法一六六条二項四号、子会社については同八号に「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」という有名な文言がありますが、このバスケット条項が適用されるケースが二〇〇八年以降増加しています。日ごろ運用されている監視委員会のお立場から、バスケット条項の考え方についてご紹介いただけますか。

寺田 バスケット条項そのものの法律的な意味は、いまお話をあつたとおり、金商法一六六条二項一号～三号の規定に具体的に定められている重要な事実類型がある一方、複雑多岐にわたる経済活動を遂行する企業のインサイダー情報をおらかじめ網羅的に規定することは困難なため、それ以外の会社の運営業務または財産に関

する重要な事実であつて、実際に投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを重要事実として網羅的に規定したものであります。

バスケット条項について、いわゆる講学的に伺いたいと思います。金商法一六六条二項四号、子会社については同八号に「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」という有名な文言がありますが、このバスケット条項が適用されるケースが二〇〇八年以降増加しています。日ごろ運用されている監視委員会のお立場から、バスケット条項の考え方についてご紹介いただけますか。

寺田 バスケット条項そのものの法律的な意味は、いまお話をあつたとおり、金商法一六六条二項一号～三号の規定に具体的に定められている重要な事実類型がある一方、複雑多岐にわたる経済活動を遂行する企業のインサイダー情報をおらかじめ網羅的に規定することは困難なため、それ以外の会社の運営業務または財産に関

する重要な事実であつて、実際に投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを重要事実として網羅的に規定したものであります。

バスケット条項について、いわゆる講学的に伺いたいと思います。金商法一六六条二項四号、子会社については同八号に「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」という有名な文言がありますが、このバスケット条項が適用されるケースが二〇〇八年以降増加しています。日ごろ運用されている監視委員会のお立場から、バスケット条項の考え方についてご紹介いただけますか。

寺田 バスケット条項そのものの法律的な意味は、いまお話をあつたとおり、金商法一六六条二項一号～三号の規定に具体的に定められている重要な事実類型がある一方、複雑多岐にわたる経済活動を遂行する企業のインサイダー情報をおらかじめ網羅的に規定することは困難なため、それ以外の会社の運営業務または財産に関

する重要な事実であつて、実際に投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを重要事実として網羅的に規定したものであります。

バスケット条項について、いわゆる講学的に伺いたいと思います。金商法一六六条二項四号、子会社については同八号に「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」という有名な文言がありますが、このバスケット条項が適用されるケースが二〇〇八年以降増加しています。日ごろ運用されている監視委員会のお立場から、バスケット条項の考え方についてご紹介いただけますか。

寺田 バスケット条項そのものの法律的な意味は、いまお話をあつたとおり、金商法一六六条二項一号～三号の規定に具体的に定められている重要な事実類型がある一方、複雑多岐にわたる経済活動を遂行する企業のインサイダー情報をおらかじめ網羅的に規定することは困難なため、それ以外の会社の運営業務または財産に関

発されたのであるという関係をまずしっかりと理解する必要があります。そして先ほど述べたような、てんでんばらばらなコンプライアンス施策や知識に偏した教育研修では、このような理解がおろそかになってしまいます。

あおぞら銀行の事例は、私自身が第三者委員会で調査をして、いま述べたことはすべて調査報告書に記載されて公表されており、あおぞら銀行のウェブサイトに掲載されています。

なお、事件は起きましたが、第三者委員会の徹底した調査を受け入れ、その結果を公表し、再発防止策をきちんと実行しているあおぞら銀行の対応は、不祥事を前向きの姿勢で克服するという誠実かつ模範的な対応であると思います。

寺田 あおぞら銀行やほかのインサイダー取引の件でも、監視委員会としては、単に摘發することのみならず、今後その企業が管理体制をどう改善し再発を防止していくかが大事であると考えていますので、そのような意味ではあおぞら銀行が第三者委員会を設置して徹底した調査を行い、きちんと自らの問題点を公表されたことは、一つ価値のあることではないかと受け止めています。

また、インサイダー取引のみならず、監視委員会のもう一つの大きな問題である粉飾決算の問題については、今回的基本方針、最初に述べた第七期の基本方針の中の「重点施策」として、ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的改善が行なわれれば問題ないわけですが、ルール・ベースの規制は、過去さまざまに問題を生んできたのも事実です。インサイダー取引の規定にバスケット条項が導入されたのも、まさにルール・ベースの規定では限界があるためある程度プリンシプルに委ねざるを得ない結果であると思います。したがって、先ほど野口さんが仰ったように、原点に立ち返って、その行為の一体何がいけないのかを考えれば必ずとの解決策や解釈は出てくると思います。

しかし、バスケット条項の運用は実際には難しい問題もありますので、寺田さんが仰ったようなさまざまな積み重ねが今後行われることを期待したいと思います。

寺田 監視委員会も自然体の積み重ねで、きちんとやるべきことはやるという基本姿勢を今後とも積み重ねていくほかはないのかなと思っています。企業の側で妙に怖がられるという必要性はないと思うのですね。明らかに投資家の売り買いに影響を与えるような情報とは、それは当然市場にも反映するものですので、該当性の判断は比較的明確であり、監視委員会はそこでの意図的なことをやろうとしているわけではないことは、ぜひご理解いただきたいと思います。

武田 最後に、インサイダー取引の未然防止

八 おわりに

的に検査・調査を実施するという項目をあえて立てています。その目的は、「正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査、調査の実施に努めていく」ということで、課徴金を課すなり犯則を立件することそのものが目的ではなくて、開示検査・調査の目的は、正確な情報が市場に行き渡ることだという姿勢を示しています。

したがって、監視委員会の考え方としては、上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう企業自身の取組みを促していきたいと考えています。國廣さんの仰ったように、第三者委員会で企業自身が自律的に調査をして、その内容が公表され、改善策を出していく、またその結果として正しい情報が迅速に提供されることは、大変促進すべきことだと思います。

武田 不祥事発生時に第三者委員会によって事実関係の調査を徹底的に行なうことは、再発防止の観点からも非常に有効だと思っています。そういう意味で、個人的な意見ではあります。が、今回あおぞら銀行がとった第三者委員会の設置、迅速な公表などの対応は、今後の示唆として有益だと受け止めています。

3 バスケット条項適用の予測可能性

武田 バスケット条項に関しては、東証にも上場会社や証券会社から、ある事実がバスケツ

ト条項に該当するかどうかという相談をよくいただきますが、明らかに問題がないと思われる取引についても取引を控えているケースがあるよう思われます。

監視委員会がウェブサイト上で公表している「バスケットクローズの適用事例」をみると、まさにこの事実にバスケット条項が適用されると「まさかこの事実にバスケット条項が適用されるのか」といった意外性のある事例はないと思しますし、その意味では予測可能性を害するような摘發事例はないかと思っています。

監視委員会では、はつきりとクロードであるものについて告発、課徴金納付勧告を行なっているのか」といったイメージを持つっています。このことについて協会あるいは監視委員会の立場で何かご意見はありますか。

平田 ルールを策定する立場にいますが、ときとしてこのような包括条項によるルール化は運用が難しいと反対を受けることが多いのですが。日本の法令諸規則は過去ほとんどがルール・ベースで策定されてきた事実があり、明確に違反事例が条文上に列挙されていないプリンシップ・ベースのルールがなじみにくいといわれています。一方で法令諸規則には、ある程度の幅を持たせたルールをかけておかないと、ルールに規定されていないから問題ないと解釈され、まさにルールの隙間を狙つた確信犯的な犯罪行為が行われることになってしまいます。

本来は法令諸規則が制定された趣旨を勘案し倫理や行動規範を念頭に置いたコンプライアンス規則で、まさにルール化がなじみにくいといわれています。一方で法令諸規則には、ある程度の幅を持たせたルールをかけておかないと、ルールに規定されていないから問題ないと解釈され、まさにルールの隙間を狙つた確信犯的な犯罪行為が行われることになってしまいます。

本来は法令諸規則が制定された趣旨を勘案し倫理や行動規範を念頭に置いたコンプライアンス規則で、まさにルール化がなじみにくいといわれています。一方で法令諸規則には、ある程度の幅を持たせたルールをかけておかないと、ルールに規定されていないから問題ないと解釈され、まさにルールの隙間を狙つた確信犯的な犯罪行為が行われることになってしまいます。

本来は法令諸規則が制定された趣旨を勘案し倫理や行動規範を念頭に置いたコンプライアンス規則で、まさにルール化がなじみにくいといわれています。一方で法令諸規則には、ある程度の幅を持たせたルールをかけておかないと、ルールに規定されていないから問題ないと解釈され、まさにルールの隙間を狙つた確信犯的な犯罪行為が行われることになってしまいます。

2 J—I-R—I-S-Sへの登録

り組んでいきたいと考えています。

1 情報管理の徹底

野口 当社では、環境、情報セキュリティ、製品安全、インサイダー取引などさまざまなりスクをテーマ別に抽出し、それぞれ専門組織を設けてリスク・マネージメントをしています。が、先ほど申しましたように、研修の後のアンケートに、「私はインサイダー取引は関係ないですよ」という人は結構多いわけですが、そうした意味で、インサイダー取引というのは、リスクの発生頻度としては低いが、万一発生した場合、会社が受けれるダメージは非常に大きいリスクであるととらえています。

未然防止で特に力を入れているのは、やはり情報管理です。ツイッターなどしかりですが、個人が情報発信するツールがいろいろ増えてきています。簡単に世界中に情報が発信ができる環境の中において、個人の情報管理に対する意識をどう高めていくか、特に企業情報、自社・他社含めて、そういった会社の中の情報を外に出さないということをいかに徹底していくかといふことが、これから非常に重要なつくると思います。やはり、個人の意識啓蒙ということで研修、つまりいろいろな形でもって機会をとらえて社員に対して意識づけを行っていくことが、未然防止にとって一番重要なのではないかと思いますし、これからもこの点はしっかりと取

り組んでいきたいと考えています。

平田 インサイダー取引は、証券市場をめぐる多々ある不公正取引の中では比較的発覚しやすい取引形態だと思います。重要事実が公表された前後にどのような人たちがどのような取引をしているのかということは、すべて協会員に報告され、不公正取引を把握することができる仕組みとなっています。したがって、まさにインサイダー取引は見つかる取引であり、行為者にとって一生を棒に振るにはあまりにもばかげた取引といわざるを得ません。厳に慎まなければいけない取引であるということを、多くの方にきちんと認識いただきたいと思います。

今後の協会における取組みとしては、まずはインサイダー取引を事後的に摘發する観点から、協会員におけるさらなる売買管理の強化があります。

現在も協会員各社においてはインサイ

ダーア取引に関する売買管理の規程に基づき、特定の取引をした者に関してインサイダー取引に当たる蓋然性が強いという判断をすれば、すべて証券取引所あるいは監視委員会に通知しなければいけないこととなっています。現在はこのスクリーニングの精度を向上させるための検討を行なっています。

さらに、未然防止の観点からは、先ほどから説明していますJ—I-R—I-S-Sをいかに完全な

仕組みにしていくかが、課題の一つであると考えています。現在の登録者数は、全上場会社の四九%という状況にとどまつております、完全な仕組みと呼べるには程遠い状況にあります。

J-I-R-I-S-Sは、協会のプロモーションが足りないという面もありますが、上場会社の方々のいくつかの誤解などもあり、まだまだ認知されていない仕組みです。しかしながら今までお話ししてきたように、証券界にとって有用なだけでなく、証券市場の公正性・透明性を確保するために重要な役割を担つてゐる仕組みであります。さらに、J-I-R-I-S-Sは、上場会社にとつても自社の役職員や同居親族等による意図せぬ不公正取引の未然防止や、特定有価証券等の売買報告あるいは短期売買利益の返還といった行為を失念することによる金商法違反を協会員によるチェックを経て未然防止する役割、いわゆるアラーム・システムという役割を担つてゐます。

野口さんが仰つたとおり、上場会社にコーポレート・ガバナンスの一環として不公正取引の防止を図ることが求められている昨今、その管理の範囲が自社の役職員のみならず情報の一次受領者まで広がつてゐる現状を勘案すれば、このJ-I-R-I-S-Sがより一層効果的に機能することで、上場会社のお役にも立つことになるわけですから、ぜひとも上場会社の方々にはJ-I-R-I-S-Sの趣旨をご理解いただき、ご登録をお願いしたいと思います。

それから二点目は、監視者としては、市場監視の空白をつくらないよう引き続き頑張つていただきたいと思っています。というのは、基本方針の中にあるように、クロス・ボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動の日常化に伴い、監視委員会では発行市場、流通市場全体に監視を向けるだけではなくて、クロス・ボーダー取引の監視も強化していく必要があると思つていてまして、インサイダー取引は決して許さないという観点で、市場監視の空白をつくりたいよう全力を挙げてきたいと思つています。

そうした観点から、組織的にも、本年七月より課徴金・開示検査課が、開示検査を専担とする課とインサイダー取引などの不公正取引摘發を専担とする課に分割される予定となつていて、不公正取引について、組織として専担的人的資源を注入し対応する体制を整えていくたいと思つてゐます。

5 社内教育の充実

武田 東証からも少しコメントをさせていただきますが、証券取引所において売買審査をし

3 コンプライアンス意識の醸成

國廣 インサイダー取引の未然防止のための

まとめ

まとめては、まず一番大事な基本として、インサイダー取引を防止することは、公共財としての資本市場の公正を確保することであるという大きなコンテクストでまず理解することが何よりも必要なのだろうと思います。その上で、企業のリスク管理、そして人生を棒に振らぬための個人のリスク管理と、三段階で位置づけることが必要だらうと思います。

そのように考えると、インサイダー取引防止のために大事なことは、細かい知識を与えることではなく、市場の公正さを害する行為、する何をしないというコンプライアンスの基本をしっかりと再確認することがとても大事だと思います。このように考えると、コンプライアンス教育、研修等においても、インサイダー取引だけに特化した研修を必ずしもやる必要はなくして、会社の財産である情報をどのように大事に守つていくのか、そして企業に所属する情報を私的に使うことは、企業の財産的な価値を盗み、横領することに等しいのだという常識を浸透させること、これが必要だらうと思います。

したがつて、このような常識が浸透すれば、インサイダー取引にならなくとも個人情報保護法の遵守にもつながるし、法人情報であればインサイダー取引防止にもつながるということです、大きく情報管理という観点でとらえていく結果、上場会社の内部者取引管規程等の社内規程自身に不備が認められた場合や社内規程どおりの運用がされていなかつた場合のように、上場会社におけるインサイダー取引の未然防止に向けた社内体制が十分でないと判断せざるを得ない場合には、インサイダー取引の疑いのある取引の有無にかかわらず、注意喚起をしています。

よくみられるのは、自社株売買について社内規程上は許可制や事前届出制を採用しているにもかかわらず、実際には規程どおりの運用が徹底されておらず、役職員が何ら会社に届出等をすることなく自社株を売買しているケースです。どの範囲の役職員まで許可制や事前届出の対象にするかについては、各社の実情に応じた多様な制度設計があり得ると思いますが、各社においてルールとして定めた以上、やはり役職員には守つていただきべきだと思います。

ほかにみられるケースは、許可制や事前届出制を採用している会社において実際に役職員が許可申請等をした際に、その申請の適否を判断する部署の責任者が法令を誤解し、誤った判断をしているケースです。その申請に対しても、部署の責任者が法令を正しく理解していれば取り扱えるよう伝えるべき状況であるにもかかわらず、法令を誤解しているために誤った判断をしてしまつことがあります。各上場会社においては、適切な人員配置を行い、ときには社外の専門家を活用できるような体制を整備するこ

ことが、結果として、インサイダー取引の防止につながるではないかと感じます。

4 市場監視の徹底

寺田 二つの側面から申します。一つは、未然防止という観点では、ただいま國廣さんの仰つたことに私は同感といふ、胸にしみる思いであります。やはり、ある一面の情報管理やある一面のリスク管理が、その一面だけに生きるのではなくて、さまざま面に生きる、該当するのではないかと思います。

すなわち、昨年七月に公表した「株式公開買付等に係る実務とインサイダー取引のリスク」は、TOBを重要事実とするインサイダー取引に関して、その未然防止のための対応策として、情報伝達範囲や内容の限定、情報管理体制の強化、それから守秘義務契約締結の奨励などを掲げました。これらの点は、本年度摘発された、TOB以外の一般の業務提携や株式交換の重要事実に関する契約関係者等同士の情報のやりとりによるインサイダー取引を防止するためにも非常に有効であると考えられます。たとえば、株式交換に係るデューディリジエンス業務を委託する契約関係者等から情報が漏れたインサイダー取引が摘発されました。この契約締結者との間で守秘義務契約を締結すべきであつたろうと考えられます。すなわち、本分析に基づく対策は、他の重要事実による取引に対しても、未然防止上、妥当するのではないかと本当

とも必要ではないかと考えています。

このようなケースを未然に防止するためにも、上場会社各社における社内教育はやはり重要な役割を果たす必要があります。そこで、社内教育に当たっては東証COMLÉCもぜひ活用していただきたいと思います。東証COMLÉCではセミナーの開催、講師派遣、各種コンテンツの作成・公表という形で社内教育の支援をしています。過去には、各上場会社の取組みをご紹介するため全国上場会社内部者取引管理アンケートを行い、その結果はウェブサイトにも掲載しています。最近は、インサイダー取引未然防止のための啓蒙ボスターを上場会社に配布し、インサイダー取引をやつてはいけない、必ず見つかるという情報発信も継続しているところです。

長時間にわたつてご議論をいただき、ありがとうございました。非常に中身の濃い、有意義な議論だったのではないかと思います。上場会社各社の今後の未然防止のための取組みに大いに役立てていただきたいと思いますし、関係者の方々に少しでも参考になれば幸いです。本日は誠にありがとうございました。
（下）
てらだ・たつし
ひらた・こういぢ
のぐち・けんじ
たけだ・たろ
う